

石川県における水資源の供給源としての 森林の保全に関する条例に基づき

平成25年
10月1日
より

森林の土地取引には 事前の届出が必要です。



水資源の供給源としての森林の保全に関し、
県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、
森林の土地の所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、
森林の有する水源涵養機能の維持に寄与することを目的としています。

～水資源を保全するための関係者の責務～

県の義務

森林の保全に関する
施策を効果的に推進

土地所有者等の 責務

森林の適正な
管理経営により
水源涵養機能の
維持増進に

県民の責務

森林の保全に
対する理解等や
県の施策への協力

市町との 連携等

県は市町と
連携協力するとともに
必要があると
認めるときは協力を
要請

届出制度Q&A

Q1 森林の土地の所有権移転等の 事前届出制度の目的は何ですか？

森林の土地売買等の状況を契約の前に県が把握し、必要な助言等を通じて県内の水源地域の保全を図る制度です。

Q2 どのようなときに 届出が必要なのですか？

民有林(地域森林計画の対象森林)^{※1}について土地売買等の契約^{※2}をするときです。

※1:住宅地の森林(例:屋敷林)や果樹園の森林、他の森林と近接しない小面積(0.3ha以下)の森林および国有林を除き、ほとんどの森林が含まれます。

※2:所有権若しくは地上権、地役権、質権、賃借権、使用賃借による権利等の移転又は設定をする契約(予約を含みます)が対象です。

Q3 届出は誰が、 どのようにするのですか？

現在の所有者(譲渡人)等が、契約締結予定日の30日前までに、届出に係る土地の所有権を管轄する県農林総合事務所に届出を行ってください。また、届出をした後に、届出事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届出を行ってください。

Q4 届出書には 何を記載するのですか？

土地売買の契約の当事者の氏名・住所、土地の所在・面積、所有権等の種別・内容、契約締結予定日、契約後の土地の利用目的等です。

なお、届出書の様式は、県農林総合事務所で配布しているほか、石川県ホームページから入手することができます。

Q5 届出をしないと どうなるのですか？

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると5万円以下の過料が科せられたり、届出義務者の氏名等が公表されることがあります。

Q6 森林法の 「森林の土地の所有者届出制度」 とは違うのですか？

違います。「森林の土地の所有者届出制度」は、新たに所有者となった人が市町に事後届出を行います。例えば、森林の土地売買契約を結ぶ場合、条例に基づく事前届出を現在の所有者が行い、売買後、森林法に基づく事後届出を新しい所有者が行うこととなります。

連絡先

●南加賀農林総合事務所	森林部	〒923-0801	小松市園町ハ108-1	Tel.0761-23-1717
●石川農林総合事務所	森林部	〒920-2121	白山市鶴来本町4丁目75番地	Tel.076-272-1171
●県央農林総合事務所	森林部	〒920-8204	金沢市戸水2丁目30番地	Tel.076-204-2103
●中能登農林総合事務所	森林部	〒926-0852	七尾市小島町二部33番地	Tel.0767-52-6600
●奥能登農林総合事務所	森林部	〒929-2392	輪島市三井町洲衛10-11-1	Tel.0768-26-2329

詳しくは、石川県のホームページを御覧いただくか、届出に係る土地の所在地を管轄する石川県の農林総合事務所にお問い合わせください。

石川県ホームページ ▶ http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/jourei/jourei_top.html